

鎌倉市都市景観条例の改正（案）について 皆さんの意見を募集します。

現行の条例では、景観計画特定地区及び景観形成地区において建築行為等を行う場合は、条例の規定によりあらかじめ市長に届出を提出することが必要です。市では届出があった場合、地元住民（特定地区景観形成協議会及び景観形成協議会）に事前説明を行うよう要請していますが、近年、事前説明がなされず地元住民とトラブルになるケースが発生しています。このため、景観計画特定地区及び景観形成地区においては地元住民に事前説明を行うことを条例により義務付けます。

また、今後指定を予定している景観地区内で建築行為を行うときの運用手続きを定めず。

鎌倉市都市景観条例の改正（案）の概要は以下のとおりです。

1 特定地区等における住民意見聴取の事項を新設

特定地区（特定地区計画が定められている場所で、特定地区景観形成協議会が設立されている場合に限る。）及び景観形成地区において建築物の建築等を行う場合、市長への届出に先立って、あらかじめ当該地区の特定地区景観形成協議会又は景観形成協議会の意見聴取を行うことを義務付けます。

- ・特定地区内（特定地区景観形成協議会が設立されている場合に限る。）で景観法（以下「法」という。）第16条第1項の届出を行おうとする者は、当該届出前に、当該地区の特定地区景観形成協議会の意見を聴くものとする。
- ・景観形成地区内で条例の規定により届出を行う者は、当該届出に先立ち、あらかじめ当該地区の景観形成協議会の意見を聴くものとする。

2 景観地区を指定した場合、当該景観地区の区域の全部又は一部の住民により、当該地区における景観形成の促進のための活動を行うことを目的とした組織を設立することができることを規定します。また、前記1と同様、当該組織に意見聴取を行うことを義務付けます。

- ・景観地区の関係住民は、当該景観地区における都市景観の促進のための活動を行うことを目的として、当該景観地区の区域の全部又は一部について市長の認定を受けて、景観地区景観形成協議会を設立することができる。
- ・景観地区景観形成協議会が設置されている景観地区内において建築物の建築等を行おうとする者は、法第63条の認定申請及び建築基準法第6条の確認申請前に、当該地区の景観地区景観形成協議会の意見を聴くものとする。

3 景観地区内において計画の認定を要しない建築物を定めるとともに、この規定にあわせ景観計画区域内の届出を要しない行為を定めます。

景観地区内において認定を要しない建築物

- ・ 仮設の建築物
- ・ 地下に設ける建築物
- ・ 建築物の新築、増築、改築、移転に係る部分の高さが 5 メートル以下で、当該行為に係る部分の床面積が 10 平方メートル以下の建築物
- ・ 建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更に係る部分の面積が 10 平方メートル以下の建築物

景観計画区域内（特定地区計画が定められた区域内に限る。）において届出を要しない行為

- ・ 仮設の建築物の建築等
- ・ 地下に設ける建築物の建築等
- ・ 建築物の新築、増築、改築、移転で当該行為に係る部分の高さが 5 メートル以下で、当該行為に係る部分の床面積が 10 平方メートル以下のもの
- ・ 建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更で当該行為に係る部分の面積が 10 平方メートル以下のもの
- ・ 風致地区内における 5 メートル以下の工作物の建設等
- ・ 風致地区外における 10 メートル以下の工作物の建設等
- ・ 景観地区内で法第 16 条第 1 項の届出を要しない建築物の建築等は、当該特定地区計画に定めた事項全と景観地区の都市計画の制限の内容が同一の場合に限るものとする

この条例改正案に対して市民の皆さんのご意見をお寄せください。

【ご意見の提出方法】

郵便、ファックス、電子メールで 11 月 18 日（日）（必着）までに
鎌倉市 景観部 都市景観課へ。

【ご意見の提出先】

都市景観課 電 話 0 4 6 7 (2 3) 3 0 0 0 内線 2 5 2 6
F A X 0 4 6 7 (2 3) 3 2 4 7
電子メール keikan@city.kamakura.kanagawa.jp